

Ⅲ. 清掃事業の沿革

1. ごみ処理

昭和 20 年代

22 年から本市のごみ収集は民間業者の大八車、リヤカー等によって行われていたが、25 年 10 月からは市の業務（直営）として旧清掃法に基づく特別清掃区域である市街地を中心に三輪車やリヤカーによって有料で収集を開始し、田畑、旧河川敷等へ埋め立て処分してきた。そして 30 年には、石名坂に塵芥焼却場（固定式バッチ炉 29 年・15t/8h、32 年・15t/8h）が完成したため、収集ごみは焼却され、埋立処分は、焼却残渣（灰）と一部の生ごみとなり埋立処分量が減少した。

昭和 30 年代

町村合併による市街地の拡大、人口の増加、生活水準の向上に伴いごみの排出量が増加し、ごみ質も変化してきたので、これに対処すべく 36 年頃より収集体制の充実、機械力導入の傾向が加速した。39 年度には従来からの各戸収集から集積場収集方式に改められ、「集積場所へ容器で排出、定日収集」となるとともに、ごみ収集手数料の無料化が実施され、あわせて収集運搬の作業効率を高めるため、特殊車両（塵芥収集車）の導入が図られた。

昭和 40 年代

経済の高度成長に伴い、消費生活が多様化し、びん、缶類、家電製品類が増加し、ごみは量的な増大ばかりではなく、質的にも大きく変化した。そのため石名坂塵芥焼却場を増設（40 年・40t/8h × 2 基、43 年 40t/8h）したが、今までの普通ごみ収集のみでは、ごみの焼却処理が困難なため、45 年より普通ごみ、粗大ごみに区分し収集することとなった。収集した粗大ごみは、石名坂埋立地に 45 年から 54 年まで直接埋立処理した。又この年、今後のごみ量の増加に対処すべく北部清掃事業所（焼却場）（機械炉 45 年・150t/24h、48 年・150t/24h）の建設に着手した。又同年、旧清掃法の全面改正が行われ、原則として市町村の全区域を清掃事業の対象とし、生活環境の保全をうたい、廃棄物の処理をより広い視点からとらえて規定した「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が制定された。なお、46 年に日本住宅公団団地（善行、辻堂、藤沢）＝ 現・独立行政法人都市再生機構 ＝ の普通ごみを、47 年には市内全域の粗大ごみを委託収集とし、48 年からは、普通ごみの全市週 2 回の定日収集を実施した。一方、最終処分（埋立地）については、焼却残渣（灰）の増加に伴い、長期的に使用可能な場所の確保が必要となってきたので、土地所有者の協力を得て、47 年に長後上谷台に埋め立て地を設けた。

昭和 50 年代

ごみ量はさらに増加の傾向を示し、質も一層多様化したため、普通ごみ、粗大ごみの 2 分別で収集されるごみの適正処理、処分の見通しが難しくなってきた。そこで、ごみの減量策を見いだすため 52 年 4 月に「藤沢市ごみ減量推進本部」を設置し、減量資源化方策の検討を重ねた。その結果

53年2月から市、市民、神奈川県資源回収商業協同組合湘南支部（名称を平成元年4月1日藤沢市資源回収協同組合に改める）の三者の協調方式による資源ごみ（びん類、缶・金属類、布類、紙類）〔資源ごみ実施の経過については、下記【●資源ごみ実施の経過（藤沢方式）を参照〕の収集を開始し、従来の普通ごみ、粗大ごみに加えて3分別による収集とした。ごみの資源化と並行して粗大ごみの原型埋立方式を改めるため、53年度に粗大ごみ破碎施設（50t/5h）の建設に着手し、粗大ごみ適正処理への前進を図った。この年、普通ごみの持ち出し容器も従来からのポリ容器に加えてごみ専用紙袋も認め、2方式による持ち出しとした。54年度には老朽化した石名坂塵芥焼却場の建て替えを行うためその準備に入り、56年度から3か年の継続事業で建設に着手した。この工事期間中は焼却場が北部清掃事業所のみとなったため、ごみ処理の一部を他都市へ委託するとともに、市民に「一日一人100gのごみの減量を!!」呼びかけた。58年度に石名坂清掃センター（現・石名坂環境事業所）が竣工（流動床炉130t/24h×3基）し、59年度から稼働を始めた。また59年度には埋立地の延命策として桐原清掃事業所内の破碎高分子圧縮梱包機を稼働した。

一方、最終処分場（埋立地）については、48年に長後中分第一最終処分場を設け、54年には同第二最終処分場、谷根最終処分場、葛原最終処分場を建設した。この3最終処分場は、52年3月に施行された「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（厚生省令）による構造指針」にもとづいて建設した。なお、45年から使用してきた石名坂埋立地（市有地）は、緑豊かな広場とし、56年から市民の憩いの場として開設した。

昭和60年代

61年には、石名坂清掃センター（現・石名坂環境事業所）からの余熱を利用した石名坂温水プールを開設するとともに、北部清掃事業所においては焼却施設（1号炉、150t/24h×1基）の改修と粗大ごみ破碎処理施設（30t/5h 破碎機）の建設に着手し62年10月竣工稼働した。さらに桐原清掃事業所破碎施設については、62年度から改修に着手し、平成元年3月竣工した。

北部清掃事業所のごみ焼却施設2号炉（150t/24h×1基）の改修が平成3年2月に竣工した。

また、61年度に埋立完了した谷根最終処分場については、多目的運動広場として、63年4月竣工した。長後中分第2最終処分場についても、61年度に埋立完了した。谷根、長後中分と並行して処分場として利用してきた葛原最終処分場も埋立が完了するのでこれにかわるべき最終処分場として葛原第二最終処分場を計画し62年度から工事を進め、平成元年3月竣工した。

平成元年以降

全国のごみ排出量は、昭和60年代から急増し始め、各自治体とも最終処分場の整備の対応に迫られた。

本市では、平成2年10月に市民、事業者、学識経験者、行政の4者による「藤沢市ごみ対策会議」を発足、平成12年までに本市のごみ排出量を20%減量する諸政策の提言が平成3年10月市

長に提出された。

平成元年から埋立を開始した葛原第二最終処分場が、平成 15 年に埋立完了が予想されたため、平成 6 年には、次期処分場として 3 か年の継続事業で、女坂最終処分場の建設に着手し、平成 9 年 3 月に完成した。

また、平成 10 年に、南部収集事務所の建設を行い、平成 11 年 2 月に竣工した。これにより、平成 11 年度から南北 2 拠点の収集体制となった。

ごみの処理施設については、北部環境事業所の機能維持のための整備を行うとともに、平成 9 年度～平成 11 年度の 3 か年継続事業として、石名坂環境事業所の排煙高度処理（ダイオキシン低減）施設整備事業を行った。また、北部環境事業所は平成 14 年度～平成 15 年度において 2 号炉を改修し、平成 16 年度から 3 か年継続事業で 1 号炉の更新工事を行った。なお、この工事は DBO（公設民営）方式によるものである。

資源の中間処理については、資源化施設で行っていたが、併設する桐原環境事業所の破碎施設の老朽化が進んだことから、マテリアルリサイクル施設として併せて整備を図ることとし、平成 22 年度から 4 か年継続事業として、（仮称）藤沢市リサイクルセンター建設工事に着工した。

平成 25 年 3 月には破碎処理施設である廃棄物処理棟が、平成 26 年 1 月には環境啓発を目的とした環境啓発棟がそれぞれ完成し、平成 26 年 2 月に施設名称をリサイクルプラザ藤沢に決定した。

●資源ごみ実施の経過（藤沢方式）

（1）ごみの減量、資源化運動の背景

ア 粗大ごみの急増

昭和 45 年度より始まった粗大ごみの分別収集は、昭和 48 年石油ショック時、しばらくの間、平静を保ってきた。この間、市は、省資源の立場から地域子供会、自治会、婦人会等に対し、ごみの資源化について自主集団収集の指導育成に努めてきた。

しかしながら、昭和 50 年頃から再び粗大ごみは、年々 10%～20%の驚異的増大をもたらし、その収集経費も増加するばかりとなってきた。

イ 埋立処分地の限界

昭和 45 年の分別開始以来、収集した粗大ごみは市内中央に位置する市有地（37,000 m²）に原型のまま埋立処分してきたが、昭和 52 年に至り、周辺の市街化の進行と共に埋立容量も飽和状態に近づき、これに代わるべき埋立地の確保も意のままにならず、環境保全と埋立地の有効利用のうえから粗大ごみの適正処理が不可欠の条件となってきた。

ウ 粗大ごみの組成

市民から持出された粗大ごみのステーションや埋立地を実地調査してみると、家具類、家庭電化

製品等大型ごみのほか、ビン、カン、金属、ダンボール等そのまま資源化再利用できるものが約 60% を占め、これらを分別することによって粗大ごみを減量し、埋立地の延命、環境保全、そして資源化に役立つことが明らかになった。

エ ごみ減量推進本部の設置

粗大ごみの増大、埋立地の限界等に対処し、今後におけるごみの減量、資源化の推進と適正処理を図る必要に迫られ、昭和 52 年 4 月、ごみ減量推進本部を設置し、その下部組織として調査研究部会が具体的対策の調査検討を行った。その結果、従来の普通ごみ、粗大ごみの中に含まれている、ビン、カン、金属、紙類、布類は量的にも多く、分別も容易に出来ることから、別に資源ごみ収集ルートを新設し、市の指導、啓発のもとに定められた日、場所、容器に住民が分別して持出し、廃品回収業者の協力を得て収集する市、住民、廃品回収業者の協調方式が適当であるとの方向づけがなされた。

(2) モデル地区の試験的实施から全市域への拡大

調査研究部会の検討結果に基づいて共同住宅団地、戸建住宅地区、住商混在地区の 3 モデル地区を設定し、昭和 52 年 9 月から 3 箇月間にわたり試験的实施を行った結果、良好な成績を挙げることができた。

モデル地区の実施結果より、本方式も十分な住民への趣旨の徹底、実施方法の啓発、指導により相当の成果が期待できる確信を得たので、「藤沢市ごみ減量、資源化運動実施要領」を策定し、市の指導体制の整備、広報紙による啓発を進めながら、昭和 53 年 2 月から第 1 次、昭和 53 年 8 月から第 2 次、昭和 54 年 2 月から第 3 次へと段階的实施に踏切った。

モデル地区の拡大にあたっては、全庁的な協力を得て職員を動員し分別の指導を行い、また市民の熱心な協力によって、第 1 次地区実施以来 1 年で全市域に普及することができた。

なお、本方式は、市民・行政・回収業者が一体となった「藤沢方式」として、全国から注目されることとなった。

2. ごみの減量、有効利用の状況

平成3年10月に提出された「藤沢市のごみ減量に向けて」の提言を受け、生ごみの減量対策として、平成3年にコンポスト容器の購入助成制度（生ごみ処理器設置事業要綱）を導入した。

また、大型ごみの減量対策とステーション肥大化の問題を解消させるため、大型ごみの戸別収集を、平成3年7月から村岡地区をモデル事業で実施し、この結果をもとに平成4年10月から全市域を有料で開始し、併せてごみ減量基金制度を制定した。

大型ごみの有料制は、一辺が50cm以上の家具・家電製品等を、一律500円の処理手数料で戸別収集するもので、実施前の2か月間は、駆け込み排出により通常の2倍程度ごみ量が増加したが、実施後は年間で34%も減量した。これによって、ステーションから粗大ごみの大部分が排除できた。

平成5年度からは、より一層のごみの減量・有効利用をめざして、石名坂環境事業所から排出される焼却不燃物を路盤材として再生し、有効利用している。

平成6年4月からは、冷蔵庫及びエアコンからのフロンガス収集を開始し、7月には資源ごみの収集回数を月1回から月2回に改め、9月には市内22か所で、牛乳パックの拠点収集を実施した。

平成7年4月からは、秋葉台リサイクル展示場を開設し、市民から家庭で不要になった家具等の提供を受け、再生し、希望者に再利用されている。

平成9年4月からは、可燃・不燃ごみの排出袋を半透明・透明に切り替えたことにより、可燃ごみ3,344トン（4.4%）の減少、不燃ごみ270トン（2.5%）の減少、資源ごみ2,399トン（14.1%）の増となった。また、飲料用紙パックを資源ごみ追加品目とし、牛乳パックの拠点収集を資源ごみステーションでの収集に変更し、収集量の増加を図った。さらに「容器包装リサイクル法」の施行に合わせ、平成9年6月からはペットボトルのモデル地区収集を市内の10%の世帯で開始、平成10年度には収集世帯を20%に拡大し、平成11年度から全市域での収集を実施している。

平成13年4月からは、雑紙の資源分別収集を開始したほか、10月からは市内20%の地区を対象にプラスチック製容器包装のモデル地区収集を開始、平成14年5月に地区を拡大した後、10月に全市域収集を開始（隔週1回）、平成16年4月には、毎週1回収集に拡大している。

平成15年10月からは、大型ごみ等で排出された家電リサイクル法対象外の家電品を分別し、資源化を開始した。

平成17年10月からは、2,000世帯をモデル地区として従来の集積所を廃止し、戸別収集を試行した。さらに平成18年4月からは、モデル地区を30,000世帯に拡大し、平成19年4月から戸別収集を全市に拡大した。

戸別収集は、家庭系ごみと、本来自らの責任で処理すべき事業系ごみとの分離を図るとともに、排出者責任を明確にし、集積所の清掃など維持管理や集積所の移設問題、集積所による歩行者の通行障害の解消等、集積所に係わる諸課題の解決を目的としており、有料化とあわせて実施することにより、減量・資源化の相乗効果を期待して導入した。

戸別収集の対象品目は、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装とし、ごみ排出場所については、戸建て住宅の場合は道路に面した敷地内とし、集合住宅は、所有者と協議の上、敷地内に

Ⅲ. 清掃事業の沿革

専用の集積所を定めた。

同時に、平成 19 年 4 月からは、新たに廃食用油と剪定枝を資源収集品目に加えた。

平成 19 年 10 月からは、より一層のごみの発生抑制、減量・資源化を推進するため、「ごみを減らそう」とするインセンティブを与え、ごみを多く出す者と減量に心がけている者との不公平感を解消し、最終処分場の延命化や、ひいては温室効果ガスの排出抑制につながる施策として有料指定収集袋を導入した。

これらの結果、有料化実施前年度の平成 18 年度と平成 21 年度を比較すると、可燃ごみは、14,837t(14.7%)減少し、不燃ごみは、4,019t(36.7%)減少した。

また、最終処分場の延命化のため、最終処分場で埋立処理していた焼却灰の資源化を目指した。焼却灰を高温熔融し、道路舗装用路盤材として資源化するため、平成 7 年から研究を開始し、平成 8 年度から平成 10 年度にかけて実際の道路に使用した試験舗装を行い、路盤材としての物性と有害物質の安全性の調査を行った。その結果、施工性や供用性については従来の路盤材と差がなく、安全性についても問題がないことが確認された。そのため、民間委託により焼却灰を全量熔融し、これを道路舗装用路盤材として積極的に有効利用している。

平成 24 年 4 月から、さらなる資源化の促進と市民の負担軽減を目的に資源品目別戸別収集及び、商品プラスチックの資源化を実施した。

令和 4 年 3 月に改定した藤沢市一般廃棄物処理基本計画において、今後 10 年間の数値目標を次表のとおり設定している。各指標を令和元年度を基準とした場合、人口の増加によるごみの増加を考慮した推計に対し、①市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 20g、②市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は 14g の減、また、分別の徹底により、資源化率の向上を図り、③資源化率Ⅰは 1.1%、資源化率Ⅱは 1.6%増加とする計画としている。④最終処分率については、灰熔融資源化 100%を実施することから、0.2%以下を維持する。⑤事業系ごみ排出量については、451t 削減する計画とし、事業系ごみ対策を継続する。

一般廃棄物処理基本計画の数値目標

指 標	【現 況】 令和 4 年度	中間目標 令和 8 年度	最終目標 令和 13 年度
①排出抑制目標 (市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量)	797 g	833 g 以下 (R8 予測推計 14g減)	820 g 以下 (R13 予測推計 20g減)
②家庭系ごみの減量目標 (市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量)	611 g	621 g 以下 (R8 予測推計 7g減)	609 g 以下 (R13 予測推計 14g減)
③資源化率			
資源化率Ⅰ(灰熔融等資源化含まず)	24.6%	24.6%以上	25.0%以上
資源化率Ⅱ(灰熔融等資源化含む)	32.4%	34.0%以上	35.0%以上
④最終処分率	0.12%	0.2%以下	0.2%以下
⑤事業系ごみ排出量	29,983 t	34,259 t 以下 (R8 予測推計 1,038t 減)	34,219 t 以下 (R13 予測推計 1,040t 減)

3. し尿処理

戦後、し尿は農家の貴重な肥料として使用されていた。しかし化学肥料の出現と環境衛生の向上に伴って、農村還元は次第にできなくなり、市民のし尿くみ取りは、農家に代わりし尿くみ取業者によって行われるようになった。その後、市はし尿くみ取業務の円滑な遂行を図るため、9 業者の統合を指導し、昭和 33 年に有限会社藤沢清運（昭和 34 年に株式会社となる）が設立された。同会社は、くみ取ったし尿を石名坂に設けられた中間貯留槽まで運搬し、それを市が素堀りの最終処分場へ運搬し処分を行ってきた。

昭和 30 年代半ばから、このような方法も限界に達してきたので、昭和 34 年市内石川に、加温処理場（し尿処理施設能力 126 キロリットル/日）の建設に着手し、昭和 36 年から衛生的に処理されるようになった。

その後、し尿くみ取業務の公共性と市民サービスの向上を図るため、昭和 37 年 4 月に株式会社藤沢清運を株式会社藤沢市興業公社に改組（資本金 600 万円のうち市が 200 万円を出資その後、平成 6 年無償増資等を経て、現在市出資額は 5,668 千円）し、くみ取料金の人頭制導入、市負担金の交付等により業務運営の適正化を図った。

一方、昭和 36 年に運転開始したし尿処理施設は、増え続けるし尿くみ取量に対応するため、昭和 40 年に至り更に増設（63 キロリットル/日）をした。

また、昭和 40 年代に入り、下水道敷設区域の拡大とし尿浄化槽の普及に伴ってくみ取し尿は減少し、反面浄化槽汚泥が増大してきたので、これに対処し昭和 52 年には、浄化槽汚泥受入れ設備の設置を行った。

さらに、昭和 53～54 年度には脱臭装置の設置、昭和 56 年度から 2 か年で浄化槽汚泥処理を中心とした施設（生し尿処理系列 84 キロリットル/日ー浄化槽汚泥処理系列 250 キロリットル/日）に改造した。

昭和 61 年度には、し尿等の処理水に対し、凝集沈殿槽を新設し圧送管のスケールの付着防止を図った。また、浄化槽の適正な管理及び施設管理者（浄化槽設置者）の負担軽減を図るため、昭和 63 年 10 月から浄化槽清掃料金の助成を行っている。

平成に入り、生し尿の大幅な減少と、昭和 36 年から使用してきた、し尿処理施設の老朽化に対応して、施設の改修を行った。

この改修工事は、生し尿処理系列の施設を平成 4～5 年度で撤去し、昭和 56～57 年度で建設した浄化槽汚泥処理施設を最大限活用するもので、生し尿と浄化槽汚泥を混合処理（32 ページフローシート参照）できるよう改修整備した。

また、新たに処理能力が 230 キロリットル/日の前処理施設を設置したため、それまで続けてきた夜間勤務を廃止することができた。

平成 30 年度に県道拡幅のためのセットバック工事を行い、放流ポンプ等を移設更新した。

令和 2 年度に乾式脱臭装置を更新した。

4. 災害廃棄物の処理

国は東日本大震災の経験を踏まえ、都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、「災害廃棄物対策指針（環境省、平成26年3月）」を策定し、災害時における廃棄物の処理について、平常時の備えから大規模災害発生時の措置に至るまで、切れ目のない対応が行われるよう「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」を平成27年7月に公布等して、災害廃棄物処理対策を進めている。また、神奈川県では、新たに「神奈川県災害廃棄物処理計画（神奈川県、平成29年3月）」を策定し、県と市の役割を定めている。

本市においては、この法律改正における、「市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置の届出の特例の追加」及び「市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例の追加」に対応するため、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部を改正した。

また、平成30年3月に「藤沢市災害廃棄物処理計画」を策定し、発災時に本市で発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための事項を定め、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の維持を行うとともに、早期の復旧・復興を行うことが可能となるよう努めている。

平成27年2月に藤沢市資源循環協同組合、平成29年8月に（株）藤沢市興業公社との災害廃棄物の処理等に関する協定書を見直し、仮置場の管理やし尿の収集について記載内容を追加した。

平成28年12月に神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部事務組合間における一般廃棄物等の処理に係る相互援助協定書を見直すとともに平成31年3月にDOWAグループを代表するDOWAエコシステムと災害廃棄等の処理に関する基本協定を締結した。

5. ごみ処理広域化について

平成9年度に、ごみ処理に関する種々の課題に対応するため、「ごみ処理の広域化計画について（平成9年5月28日付衛環173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）」（以下、「平成9年通知」という。）が示された。この中で各都道府県はごみ処理の広域化に向け、ダイオキシン類削減対策やマテリアルリサイクルの推進等を目的とした実施計画を策定することが示され、神奈川県は、平成9年通知に基づき平成10年3月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定した。

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町は、「神奈川県ごみ処理広域化計画」（現「神奈川県循環型社会づくり計画」）において、「湘南東ブロック」として位置づけられ、「湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議」を設置し、お互いのごみ処理事業に対する取組を尊重しながら、広域で取り組むことが循環型社会形成に寄与すると判断される対象事業を明確にするとともに、事業実現に向けた「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」を平成20年3月に策定し、平成23年度、平成28年度と2度の改定を行った。

平成30年度に、平成9年通知の発出から20年以上が経過し、ごみ処理をとりまく状況が大きく変化していること、人口減少・人口構造の変化、災害廃棄物処理への対応などを踏まえ、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくために「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（平成31年3月29日環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）」において以下の項目が示された。

- ①持続可能な適正処理の確保
- ②気候変動対策の推進
- ③廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進
- ④災害対策の強化
- ⑤地域への新たな価値の創出

この平成31年の通知に基づき、「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」を令和3年度に改定し、計画期間を令和4年度から令和18年度とした。

Ⅲ. 清掃事業の沿革

6. 年譜

年度	法律・条例等	ごみ	資源化・減量化	し尿
明治 33	汚物掃除法 下水道法(旧)制定			
昭和 5	” (1部改正)ごみの清掃は、市町村の義務となる			
10				個人の生業としての清掃業者が出現。(10年頃)
20				業者と住民との個々の契約によってくみ取りが行われ、農村へ肥料として、或いは自家用肥料として処理された。(20年以降)
22		民間によるごみ収集開始		
25		市直営によるごみ収集開始(有料)		
26		生ごみ直接埋立		清掃業者 3 業者から 6 業者に増加(26年)
29	清掃法制定(汚物掃除法廃止)	石名坂塵芥焼却場建設に着手(30年度竣工)		清掃法施行時には 9 業者となる。樽にくみ取り、天秤、リヤカーで運搬され農村で肥料として利用された。
33	下水道法(新法)制定	焼却炉の固定式バッチ炉が機械化される。		9 業者が合同し(有)藤沢清運を設立。このころのし尿は、各家庭から藤沢清運がくみ取り中間貯留槽まで運搬、貯留槽から市により農村の肥料溜へ、その後素堀の地下浸透処分場へ運搬処分していた。
34				加温処理場(し尿処理施設)着工 34.10(処理能力 126kl/日)竣工 36.6

年度	法律・条例等	ごみ	資源化・減量化	し尿
36	藤沢市じんかい焼却場規則制定			
37				(株)藤沢清運は(株)藤沢市興業公社に改組(資本金 600 万円、市 200 万円出資)
39	藤沢市公衆便所条例制定	各戸収集から集積場収集方式(集積場へ容器で排出、定日収集)に改められると共に収集手数料の無料化の実施 塵芥収集車の導入		加温処理場増設(着工 39.10、竣工 40.11) 増設分 63kℓ/日 下水道業務開始
40		石名坂塵芥焼却場増設		
42	公害対策基本法制定			汚水処理水を再処理のため藤沢市南部下水処理場へ圧送開始(42.5)
45	廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定	北部清掃事業所(旧加温処理場)にごみ焼却施設建設(着工 45.8、竣工 47.5、150t/、1 基連続焼却炉) 普通ごみ、粗大ごみの分別収集開始 粗大ごみ原型最終処分場建設(石名坂)		
46	環境庁設置	日本住宅公団団地(善行、辻堂、藤沢)の普通ごみ委託収集実施		
47	廃棄物処理施設整備緊急措置法制定	市内全域粗大ごみの委託収集実施		
48	藤沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定	北部清掃事業所にごみ焼却施設増設(2 号炉、着工 48.9、竣工 49.10、150t/日、1 基、連続焼却炉)		

Ⅲ. 清掃事業の沿革

年度	法律・条例等	ごみ	資源化・減量化	し尿
48		市内全域普通ごみの週 2 回定 日収集実施		
49		粗大ごみ隔月に分別収集始め る(49.7)		
51				北部清掃事業所に浄化槽汚泥 受入設備設置(竣工 52.3 、 200kl/日)
52	一般廃棄物の最終処分場及び 産業廃棄物の最終処分場に係 わる技術上の基準を定める命 令、制定		ごみ減量推進本部設置(52.4) 資源ごみ収集開始(53.2)	
53		桐原清掃事業所建設(着工 53.6、竣工 54.3、破碎処理能 力 50t/5h)		北部清掃事業所のし尿処理施 設の脱臭設備設置(竣工 53.4)
54		谷根最終処分場建設(着工 53、 竣工 54、埋立期間 54～62.3) 清掃事業センター建設(着工 54.9、竣工 55.3) 長後中分最終処分場建設(埋 立期間 56～61.8) 葛原最終処分場建設(着工 54.9、竣工 56.3、埋立期間 55 ～H6)		北部清掃事業所のし尿処理施 設脱臭設備(コルパック直焰 式)(着工 54.12、竣工 55.3)
56	廃棄物処理施設整備緊急措置 法一部改正 広域臨海環境整備センター法 制定	石名坂清掃センター(現・石 名坂環境事業所)建設着工 (56.9)(130t/日×3基、流動床 炉)		北部清掃事業所のし尿処理施 設改造浄化槽汚泥処理施設、 生し尿処理施設改造(着工 56.12、竣工 57.10) (処理能力、生し尿 84kl/日 浄化槽汚泥 250kl/日に変更)
58	浄化槽法制定	石名坂清掃センター(現・石 名坂環境事業所)(竣工 59.3)		

年度	法律・条例等	ごみ	資源化・減量化	し尿
59		境川へ除じん機設置(竣工 59.4)		
60		桐原清掃事業所内の破砕高分子 圧縮梱包施設を賃借使用 (59.12~62.12、40t/日)		
61		石名坂清掃センター(現・石 名坂環境事業所)の余熱利用 による石名坂温水プール建設 (着工 60.9 竣工 61.10)		
62		北部清掃事業所の焼却施設改 修(1号炉 150t/日、1基、全連 続燃焼式、着工 61.9、竣工 62.11)		北部清掃事業所のし尿処理施 設の凝集沈殿設備建設(着工 61.11.17、竣工 62.3.12)
63		北部清掃事業所の粗大ごみ破 砕処理施設建設(30t/5h 破砕 機、着工 61.9、竣工 62.10)		
平成元	医療廃棄物の適正処理につい て(平成元年 11 月 13 日付衛 環第 174 号、厚生省生活衛生 局水道環境部長)	葛原第二最終処分場用地取得 海岸清掃車(ビーチクリーナ ー1台)購入(62.5)		
		葛原第二最終処分場建設(着 工 62.9、竣工 H 元.3、埋立期 間 H 元~H11 予定)		
		桐原清掃事業所粗大ごみ破砕 施設改修(着工 63.2、竣工 H 元.3)		
		谷根最終処分場埋立完了に伴 う谷根運動場設置(着工 63、竣 工 63)	コンポストモニター制実施 (63~H2)	し尿浄化槽清掃費助成開始 (63.10.1 下水道処理区域を除 く)
		北部清掃事業所の焼却施設改 修(2号炉、150t/日、全連続燃 焼式、着工 H2、竣工 H3.2)		

Ⅲ. 清掃事業の沿革

年度	法律・条例等	ごみ	資源化・減量化	し尿
元		引地川に除じん機設置(着工 H 元.12、竣工 H2.6)		
2	資源の利用の促進に関する法律制定		藤沢市ごみ対策会議 設置 (H2.10.1) 増加するごみの対策として各種の施策に取り組むことが必要である旨提言を受けて H4.3.31 終了	
3	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正(平成 30 年 10 月 5 日の法律第 95 号)	(公財)かながわ海岸美化財団の設立と共に、市が実施していた海岸清掃を同財団に移譲した(H3.4.1)。 用田女坂最終処分場用地取得	コンポスト容器の購入助成 大型ごみコール制村岡地区をモデルとして実施(H3.7.1～ H4.9.30、戸別収集、無料)	
4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正 藤沢市ごみ減量基金条例(H4.6.18 条例第 12 号) 藤沢市廃棄物減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(H5.3.29)及び同規則の制定(H5.3.30)	大型ごみコール制導入に伴いごみ区分の変更 変更前 変更後 普通ごみ 可燃ごみ 資源ごみ 資源ごみ 粗大ごみ ー大型ごみ ー不燃ごみ	大型ごみ有料によるコール制全市域一斉実施(H4.10.1～) 戸別収集 1 点 500 円 空缶処理施設建設(着工 H3.12、竣工 H4.3) 処理能力 12t/日 ごみ減量リサイクルシンボルマークの制定(H5.1)	北部清掃事業所のし尿処理施設の改修(着工 H4.10、竣工 H6.3.31)
5			石名坂清掃センター(現・石名坂環境事業所)から排出される焼却不燃物を再生し、道路路盤材として有効利用(H5.7.1～)	
6	一般廃棄物処理基本計画策定(H7.3)	大型冷蔵庫、エアコンのフロンガス収集開始(H6.4.1) 女坂最終処分場建設(着工 H6.9、竣工 H9.3)	資源ごみの収集回数を従来の月 1 回から月 2 回に変更(H6.7.1) 市内各市民センター等 22 ヶ	し尿処理水放流先を東部下水処理場に変更(H6.10)

年度	法律・条例等	ごみ	資源化・減量化	し尿
6			所で牛乳パックの拠点収集実施(H6.9.1)	
7	環境部創設、環境政策課、減量推進課設置 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)公布 (H7.6)		秋葉台リサイクル展示場開設(H7.4) 実験として焼却灰の熔融処理を開始	
8	藤沢市環境基本条例制定(H8.9.20) ダイオキシン新ガイドライン知(H9.1.23)		電動生ごみ処理機のモニター実施(H8.10) 半透明袋モデル地区実施(H8.10)	
9	容器包装リサイクル法対象(ペットボトル、ガラス製容器)拡大(H9.4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の一部施行(H9.12)	石名坂環境事業所ダイオキシン恒久対策に着手、H9.10～H12.3(国庫補助対象事業) 南部収集事務所建設(竣工H11.2)	透明・半透明袋市全域へ拡大(H9.4) 牛乳パック資源ごみ収集開始(H9.4) ペットボトルモデル地区収集開始(H9.6) 女坂チップ化施設の設置(H9.8)	
10	環境基本計画策定(H10.5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の一部施行(H10.6) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)公布(H10.6)	市内2拠点収集体制開始(H11.4)	ペットボトルモデル地区収集拡大(H10.4) 家庭用電動生ごみ処理機購入補助開始(H10.6)	
11	ダイオキシン類対策特別措置法公布(H11.7) 一般廃棄物処理基本計画策定(H12.3)		ペットボトル全市域収集開始(H11.4)	
12	環境政策課から環境管理課へ			

Ⅲ. 清掃事業の沿革

年度	法律・条例等	ごみ	資源化・減量化	し尿
12	<p>改称(H12.4)</p> <p>容器包装リサイクル法対象 (プラスチック製容器包装、 紙製容器包装) 拡大 (H12.4)</p> <p>建設工事に係る資材の再資源 化等に関する法律(建設リサ イクル法)公布(H12.5)</p> <p>循環型社会形成推進基本法公 布(H12.6)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関す る法律の一部改正(H12.6)</p> <p>再生資源の利用の促進に関す る法律の一部改正(H12.6)</p> <p>食品循環資源の再利用等の促 進に関する法律 (食品リサイ クル法) 公布(H12.6)</p> <p>循環型社会形成推進基本法完</p>			
13	<p>全施行(H13.1)</p> <p>家電リサイクル法完全施行 (H13.4)</p> <p>資源有効利用促進法全面改 正、施行(H13.4)</p> <p>食品リサイクル法完全施行 (H13.5)</p>		<p>雑紙(包装紙・ポスター・カレ ンダー等)資源分別収集開始 (H13.4)</p> <p>家電リサイクル法完全実施に 伴い、大型ごみ収集品目から 家電4品目(テレビ・エアコン・ 冷蔵庫・洗濯機)を外す。</p> <p>プラスチック製容器包装モデ ル地区収集開始(H13.10)</p>	
14	<p>建設リサイクル法完全施行 (H14.5.30)</p> <p>使用済自動車の再資源化等 に関する法律(自動車リサイ クル法)制定(H14.7)</p>	<p>北部環境事業所焼却施設改修 (2号炉)(着工 H14.6、竣工 H16.3)</p>	<p>プラスチック製容器包装全市 域収集開始(H14.10)</p>	

年度	法律・条例等	ごみ	資源化・減量化	し尿
14	フロン回収破壊法完全施行 (H14.10.1) 神奈川県生活環境の保全等に 関する条例の一部を改正する 条例(H14.10.1)公布			
15	廃棄物の処理及び清掃に関す る法律の一部改正(H15.12.1)		資源有効利用促進法に基づく 家庭用使用済パソコンの収 集・リサイクル開始(H15.10) 大型ごみ及び不燃ごみ中の小 型家電のリサイクル化 (H15.10)	
16	自動車リサイクル法完全施行 (H17.1.1) 減量推進課廃止	DBO(公設民営)方式により北 部環境事業所 1 号炉更新工事 着工(H16.9) 卓上ガスボンベの無料引き取 りを市民センター、公民館で 開始(H17.3)	プラスチック製容器包装毎週 収集開始(H16.4) ペットボトルの収集日を資源 収集日に変更 パソコンリサイクルにメーカ ー不在品を追加(H16.7) オートバイのリサイクルシス テム開始(H16.10) 藤沢市長が藤沢市廃棄物減量 等推進審議会に対し「ごみ処 理有料化の導入について」諮 問(H16.11)	
17	一般廃棄物処理手数料一部改 正(H17.4.1) 「廃棄物の減量その他その適 正な処理に関する施策の総合 的かつ計画的な推進を図るた めの基本的な方針」の一部改 正(H17.5.26)	「特別大型ごみ(13 品目)」を指 定(H17.4)	藤沢市廃棄物減量等推進審議 会が藤沢市長に「ごみ処理有 料化の導入について」答申 (H17.11)	し尿汲取料金(従量制)改定 36 リットルにつき 150 円 → 200 円

Ⅲ. 清掃事業の沿革

年度	法律・条例等	ごみ	資源化・減量化	し尿
17	環境基本計画改定 (H18.3) 地球温暖化対策地域推進計画 策定 (H18.3)			
18	藤沢市廃棄物の減量化、資源 化及び適正処理等に関する条 例の一部改正 (資源物の持ち 去り禁止) (H18.4)	可燃ごみ、不燃ごみの戸別収 集を一部モデル地区で開始 (H18.4) 北部環境事業所 1 号炉更新工 事竣工 (H19.3)	秋葉台大型ごみ再生工場を秋 葉台リサイクル展示場に統合 (H18.4)	
19	藤沢市環境基金条例施行 (H19.4.1) (「藤沢市ごみ減量 基金条例」を一部改正) 藤沢市きれいで住みよい環境 づくり条例制定(H19.6.29) 「藤沢市きれいで住みよい環 境づくり条例」に基づき、藤 沢駅周辺を路上喫煙禁止区域 に指定 (H19.12)	全市戸別収集開始 (H19.4) 藤沢市一般廃棄物処理計画の 改訂により石名坂環境事業所 1 号炉休止 (H20.3)	ごみ処理有料化開始(H19.10)	
20			ごみの分別、減量・資源化に 対する市民の利便性を図るた め、インターネットでごみの 分別方法や収集日程を検索で きる「ごみ検索システム」を 導入(H20.7.10)	
21	環境管理課を資源廃棄物対策 課に改称するとともに、地球 温暖化業務を経営企画部環境 都市政策課 (新設) へ移管 家電リサイクル法一部改正 「藤沢市きれいで住みよい環 境づくり条例」に基づき、湘 南台駅周辺を路上喫煙禁止区 域に指定 (H21.4)		家電リサイクル法対象品目に 液晶・プラズマテレビ及び、 衣類乾燥機が追加されたこと から、これらの品目を大型ご みから除外。 女坂チップ化施設閉鎖 (H21.3)	

年度	法律・条例等	ごみ	資源化・減量化	し尿
22	環境基本計画策定 (H23.3) 地球温暖化対策実行計画策定 (H23.3)	資源品目別戸別収集を一部モデル地区で開始(H22.4) DBO+DBM 方式(公設民営)により (仮) 藤沢市リサイクルセンター建設工事着工 (H22.9)	秋葉台リサイクル展示場でのリサイクル家具の展示・販売を(株)藤沢市興業公社の自主事業化(H22.4)	
23	「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」に基づき、辻堂駅北口周辺を路上喫煙禁止区域に指定 (H23.12)	資源品目別戸別収集モデル地区を市域の 10% に拡大 (H23.4)	資源品目別戸別収集モデル地区にて、不燃ごみ、大型ごみとして収集してきたプラスチック製製品を新たに資源(品目名:商品プラスチック)として収集(H23.4)	
24		資源品目別戸別収集及び商品プラスチック資源化全市実施 (H24.4)		
25	企画政策部環境都市政策課と統合(環境都市政策課は廃止)し、資源廃棄物対策課を環境総務課に改称 小型家電リサイクル法施行 (H25.4.1) 藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正(技術管理者の資格) (H25.4) 「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」に基づき、辻堂駅西口・南口周辺を路上喫煙禁止区域に指定 (H25.12) 環境基本計画改定 (H26.3) 地球温暖化対策実行計画改定 (H26.3)	老朽化により北部環境事業所 2号炉廃止 (H25.11) (仮)藤沢市リサイクルセンター環境啓発棟竣工 (H26.1) (仮)藤沢市リサイクルセンターの施設名称をリサイクルプラザ藤沢に決定 (H26.2)	茅ヶ崎市・寒川町と共同で、環境省による「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」(市町村提案型)を実施 (H25.10~H26.3)	

Ⅲ. 清掃事業の沿革

年度	法律・条例等	ごみ	資源化・減量化	し尿
26	藤沢市環境基金条例の一部改正 (H27.3.10)	葛原第二最終処分場上部整備 工事着工 (H26.9)	市民の利便性向上を図り、適正排出を促進するため、スマートフォン用のアプリケーション「藤沢市ごみ分別アプリ」を導入 (H27.3.20)	
27	藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正 (生活環境影響調査結果の縦覧等) (H27.12)	本雑誌と雑がみの統一した戸別収集実施 スプリングマット・自転車・羽毛布団の資源化 くずはらり山広場供用開始 (H27.10) 引地川除じん機のウインチの電動モーター故障により、引地川除じん機を一部撤去 (H28.3)		
28	「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」に基づき、市内全駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定 (H29.2) 環境基本計画改定 (H29.3) 地球温暖化対策実行計画改定 (H29.3)	石名坂環境事業所における災害時の電力提供とエネルギーの地産地消実証事業を実施 (H28.7～R3.3) 石名坂環境事業所で売電を開始 (H29.2)	生ごみ処理器の購入補助に削減型生ごみ処理器：キエーロを追加 (H28.4) ごみや資源の分別促進等を目的にわかりやすい「環境関連動画」を作成・配信 (H28.7) ボタン電池・小型充電式電池を特定処理品目の電池類に追加 (H28.12)	
29	藤沢市災害廃棄物処理計画策定 (H30.3) 藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正 (一般廃棄物処理手数料一部改定) (H30.3)	資源持ち去り多発地区において、新聞の戸別収集を試行実施 (H29.4) 北部環境事業所余剰電力地産地消事業を実施 (H29.4～H33.3 予定) 北部環境事業所新 2 号炉建設工事着工 (H30.2)		し尿汲取料金改定

年度	法律・条例等	ごみ	資源化・減量化	し尿
30		引地川除じん機を撤去 (H31.2)	秋葉台リサイクル展示場を閉 場 (H31.2)	県道拡幅のためのセットバッ ク工事を行い、放流ポンプ等 を移設更新
令和元	プラスチック資源循環戦略策 定(R1.5) 食品ロス削減推進法施行 (R2.10)			
2	藤沢市気候非常事態宣言 (R3.2)		日本財団・セブン-イレブンジ ャパンと連携し、市内セブン- イレブン店舗にペットボトル 回収機を設置。(R2.8)	乾式脱臭装置更新 (着工 R2.9.2～R3.3.16)
3	環境基本計画改定(R4.3) 地球温暖化対策実行計画改定 (R4.3)	環境事業センター（南北統合 事務所）建設工事着工(R3.6)		
4	プラスチック資源循環法施行 (R4.4)			
5		環境事業センター（南北統合 事務所）建設工事竣工(R5.1) 石名坂温水プールへの余熱の 提供停止 (R5.2) 北部環境事業所新 2 号炉稼働 により石名坂環境事業所 2 号 炉休止 (R5.3)		

7. ごみ最終処分場の沿革

名 称	所 在 地	用 地 面 積	総 積	処 分 面 積	地 積	総容量 〔廃棄物〕 〔覆土〕	対 象 物	埋 立 期 間 (年 月)	浸 出 液 処 理 方 式	土 地 権 利 係 関	後 利 用 計 画
石名坂	本藤沢2丁目 6038番地	37,000㎡	37,000㎡	37,000㎡	37,000㎡	370,000m ³	不燃ごみ 粗大ごみ	S45.4～S54.6	—	市有地	広場
長後上谷台		—	—	8,600㎡	8,600㎡	—	焼却残灰	S47～S48	—	借地	—
長後中分 (1次)	長後中分1,962	25,330㎡	25,330㎡	25,330㎡	25,330㎡	58,000m ³	〃	S48.5～S56.10	—	〃	—
谷根	大鵜谷根1,264	23,600㎡	23,600㎡	14,000㎡	14,000㎡	62,200m ³ ┌38,500┐ └23,700┘	破碎不燃物 プラスチック ク類	S54.7～S62.3	回転円板＋凝集沈殿 50t/日	市有地	多目的 運動場
葛原	葛原1,777	31,411㎡	31,411㎡	23,000㎡	23,000㎡	156,300m ³ ┌127,500┐ └28,800┘	破碎不燃物 固化灰	S55.8～H7.3	回転円板＋凝集沈殿 ＋砂ろ過＋活性炭	市有地 一部借地	—
長後中分 (2次)	長後1,916	13,780㎡	13,780㎡	11,000㎡	11,000㎡	44,200m ³ ┌36,800┐ └7,400┘	焼却残渣	S56.10～S61.8	回転円板＋凝集沈殿	借地	山林、畑
葛原第二	葛原1,800	26,700㎡	26,700㎡	19,700㎡	19,700㎡	158,700m ³ ┌116,000┐ └44,000┘	焼却灰 破碎不燃物	H元年～H22.11	回転円板＋凝集沈殿 ＋砂ろ過＋活性炭	市有地	広場
女坂	用田150	27,200㎡	27,200㎡	17,700㎡	17,700㎡	200,000m ³ ┌159,200┐ └40,800┘	〃	H9.10～R25 予定	凝集沈殿＋砂ろ過 ＋活性炭、下水道放 流	〃	—